

グループホームしんあい運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人親愛会が開設するグループホームしんあい（以下、「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスである共同生活援助（介護サービス包括型）（以下、「共同生活援助（介護サービス包括型）事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、共同生活援助（介護サービス包括型）の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる知的障がい者及び精神障がい者（以下、「障がい者」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な共同生活援助（介護サービス包括型）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、共同生活援助（介護サービス包括型）を利用する障がい者（以下、「利用者」という。）が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。

2 事業所は、利用者の職場、又は日中活動において利用している事業所等との連絡及び調整並びに余暇活動の支援等に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努めるものとする。

3 共同生活援助（介護サービス包括型）の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームしんあい
- (2) 所在地 川越市中台南2丁目10番地17
- (3) 共同生活住居

名称	所在地
サンハイム	川越市中台南2丁目17番地16
どりーむ	川越市むさし野27-39
あっとホーム	川越市大字今福3-7
はみんぐ	川越市大字南大塚4-8-13
かがやき	川越市中台南3丁目8番地8
みらい	川越市中台南3丁目8番地10
すまいる	川越市大字今福北野700番地20
ふれんず	川越市大字今福北野700番地21
えみふる	川越市中台南2丁目10番地17

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、川越市指定障

害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第38号）及び川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第26号）で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス管理責任者 2名（常勤職員2名、その内1名は専従）

サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価等を行うものとする。

(3) 世話人 7名（常勤換算数）以上

世話人は、利用者に対して、適切な日常生活の援助等を行うものとする。

(4) 生活支援員 4名（常勤職員数）以上

生活支援員は、利用者に対して、入浴、排泄又は食事の介護等を行うものとする。

（共同生活援助（介護サービス包括型）を提供する主たる対象者）

第5条 事業所において共同生活援助（介護サービス包括型）を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 知的障害者

(2) 精神障害者

(3) 厚生労働大臣が定める難病患者等

（入居定員）

第6条 事業所の入居定員は、49人とする。

（定員内訳）

共同生活住居の名称	定員
サンハイム	7人
どりーむ	5人
あっとホーム	5人
はみんぐ	6人
かがやき	4人
みらい	4人
すまいる	4人
ふれんず	4人
えみふる	10人

（共同生活援助（介護サービス包括型）の内容）

第7条 事業所で行う共同生活援助（介護サービス包括型）の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者に対する相談

(2) 食事の提供

(3) 入浴、排せつ又は食事等の介護

- (4) 健康管理・金銭管理の援助
- (5) 余暇活動の支援、緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡・調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (8) 一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービスの提供（以下、「体験的な利用」という。）

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 共同生活援助（介護サービス包括型）を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業所は、前項の支払を受けるほか、共同生活援助（介護サービス包括型）において提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 徴収月額表

(サンハイム・どりーむ・あっとホーム・かがやき・みらい・すまいる・ふれんず)

	家賃	食材料費	光熱水費	日用品費※
月額 (円)	25,000	25,000	8,500	1,500

(はみんぐ)

	家賃	食材料費	光熱水費	日用品費※
月額 (円)	20,833	25,000	8,500	1,500

(えみふる)

	家賃	食材料費	光熱水費	日用品費※
月額 (円)	42,000	25,000	8,500	1,500

※全利用者が共通して使用する日用品

(2) 日額徴収表

(体験的な利用の場合)

	家賃	食材料費	光熱水費	日用品費
日額 (円)	1,000	700	200	100

・その他必要となる費用の徴収、または科目間の流用は予め利用者の了解を得るものとする

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその扶養義務者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に交付するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 入所に際しては、主治の医師の健康診断書を提出すること。
- (2) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (3) 火気の取り扱いに注意すること。
- (4) 利用者は努めて健康に留意すること。
- (5) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (6) 緊急事態発生時は、速やかにその旨を申し出ること。
- (7) 浴室を利用する際には、世話人に申し出ること。
- (8) 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- (9) 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (10) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (11) 貴重品は持ち込まないこと。
- (12) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- (13) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等の対応)

第10条 共同生活援助（介護サービス包括型）の従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第11条 事業所は、その提供した共同生活援助（介護サービス包括型）に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害等に関する具体的な計画をたて、非常災害等に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うとともに、消火器の設置等に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の年1回以上の開催

(その他運営についての留意点)

第14条 事業者は、適切な共同生活援助（介護サービス包括型）が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1日
- 2 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する共同生活援助（介護サービス包括型）の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助（介護サービス包括型）を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人親愛会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する

平成19年8月1日一部改正（共同生活住居「サンハイム」「どりーむ」の定員変更）

平成20年1月1日一部改正（事業所の名称変更、共同生活住居「かがやき」の追加）

平成20年4月1日一部改正（共同生活住居「みらい」の追加）

平成21年10月1日一部改正（体験的な利用の追加）

平成22年10月1日一部改正（共同生活住居「すまいる」「ふれんず」の追加）

平成23年10月1日一部改正（「どりーむ」「はみんぐ」の家賃額表記の変更）

平成25年12月24日一部改正（主たる対象者の追加）ただし、平成25年4月1日に遡って施行する。

平成26年4月1日一部改正（ケアホームとグループホームの一元化に伴う名称変更等）

平成27年3月28日一部改正（町名地番変更に伴う所在地の変更）

平成30年4月1日一部改正（員数表記の変更、徴収月額表の変更）

令和3年10月1日一部改正（事業所所在地の変更、入居定員の変更、共同生活住居「えみふる」の追加、徴収月額表の変更）

令和4年4月1日一部改正（虐待防止委員会の規定の追加）